

第1部 総則

第1章 神奈川区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として、神奈川区に地震災害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、神奈川区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、大規模地震及び津波などが発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2章 神奈川区の概況

第1節 自然的条件

神奈川区は、横浜市のほぼ中央に位置し、横浜市の都心臨海部と新横浜都心の一角を占めており、区域面積は約 23.73 km²、横浜市域の約 5.4%です。多数の鉄道・バス等の公共交通機関を有し、横浜都心・新横浜都心のいずれへもアクセスしやすい立地にあります。

地形的には、鶴見川水系の大きな広がりを見せる台地、入江川・滝の川水系の複雑な地形をもつ内陸地、ほぼ南北に細長く伸びる沿岸低地と埋立地から構成されます。こうした地形的特徴やまちの成り立ちなどから、神奈川区は「臨海部」、「内陸部」、「丘陵部」の大きく 3 つの地域に分けることができます。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯（令和6年3月現在）

人口：約 25 万人（本市の約 6.6%）、世帯数：約 13 万 4 千世帯

2 建物

本市の家屋の棟数（平成 24 年 1 月 1 日現在）は、850,514 棟で、このうち木造家屋は、587,793 棟（同）で、そのうち神奈川区には、35,493 棟の木造家屋があります。

神奈川区は木造家屋が密集している地域があることから、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針（平成 26 年 3 月制定）」の重点対策地域に指定されている区域があり、その面積は、319ha と市内で最大の面積（市内全体で 1,143ha）となっています。（12 ページ「防災コラム 1」参照）

3 鉄道

5事業者 15駅が存在します。駅以外でも、臨海部には貨物線等の路線があります。

鉄道事業者名	駅名
JR東日本	東神奈川、新子安、大口
東京急行	反町、東白楽、白楽
京浜急行	神奈川、京急東神奈川、神奈川新町、子安、京急新子安
市営地下鉄	三ツ沢下町、三ツ沢上町、片倉町
相模鉄道	羽沢横浜国大

4 道路

令和4年3月現在、幹線道路として、主に次の路線が整備されています。

種別	道路名
国道	国道1号、国道15号
主要地方道	横浜上麻生線、鶴見駅三ツ沢線、横浜生田線、青木浅間線、東京丸子横浜線、環状2号線
有料道路	首都高速神奈川1号横羽線、首都高速神奈川2号三ツ沢線、第三京浜道路

第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震

本市では、平成24年度に地震被害想定調査報告書を公表しました。この結果から、本計画では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震及び慶長型地震を想定地震とします。

■ 元禄型関東地震

横浜市内では、震度5強～7の揺れになり、広い範囲で震度6強以上の強い揺れになります。神奈川区の沿岸部など一部では震度7となります。また、沿岸部の埋立地で液状化現象の可能性はかなり高く、内陸側でも、鶴見川流域で液状化現象の可能性が高くなります。市内全域では、強い揺れにより34,300棟が倒壊し、火災では77,700棟が全焼する甚大な被害が発生し、その結果、3,260人の死者が予測されます。沿岸部では津波の浸水被害も発生し、建物の半壊棟数は2,760棟となります。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。

現時点では被害を数値化することは困難ですが、長周期地震動による被害や津波火災の発生も懸念されることから、さらに被害が拡大することが懸念されます。

本市に最大の被害をもたらす地震ですが、神奈川県全域でも大きな被害になると予想されることから、救助・復旧活動等は困難を極めることが想定されます。

■ 東京湾北部地震

横浜市内では、震度4～6強の揺れになり、特に市内東部では震度6弱以上の強い揺れになります。沿岸部の埋立地で液状化現象の可能性はかなり高くなります。

元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの、本市中心部から東京側では揺れ・火災により相当な被害が見込まれます。市内全域では、揺れによる被害で全壊が4,170棟、火災による被害で全焼が13,000棟と想定されます。死者は460人となります。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。

■ 南海トラフ巨大地震

横浜市内では広い範囲で震度5弱～5強の揺れになり、一部で震度6弱の揺れになります。沿岸部の埋立地で液状化現象の可能性はかなり高くなります。液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回ります。長周期地震動による高層建物や石油タンク等への影響も懸念されます。

津波による建物被害も、市内の浸水地域全体では半壊が15,500棟に及びます。交通施設の浸水区間も、慶長型地震ほどではありませんが多数発生します。

静岡県から九州に至る広域での被害が予測されるため、応急対応等に必要な人材・物資等の不足が懸念されます。

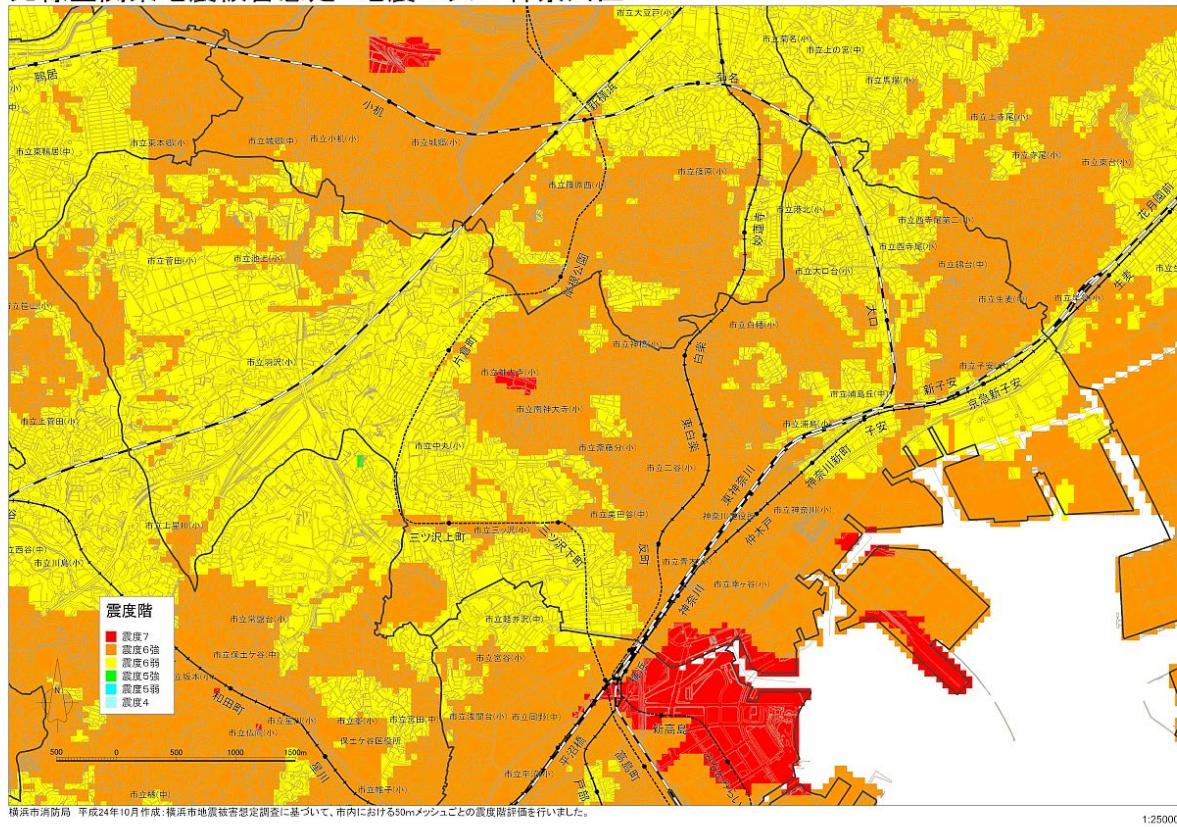
■ 慶長型地震

横浜市内の沿岸区を中心に津波による全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟と想定されます。道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生します。南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されます。

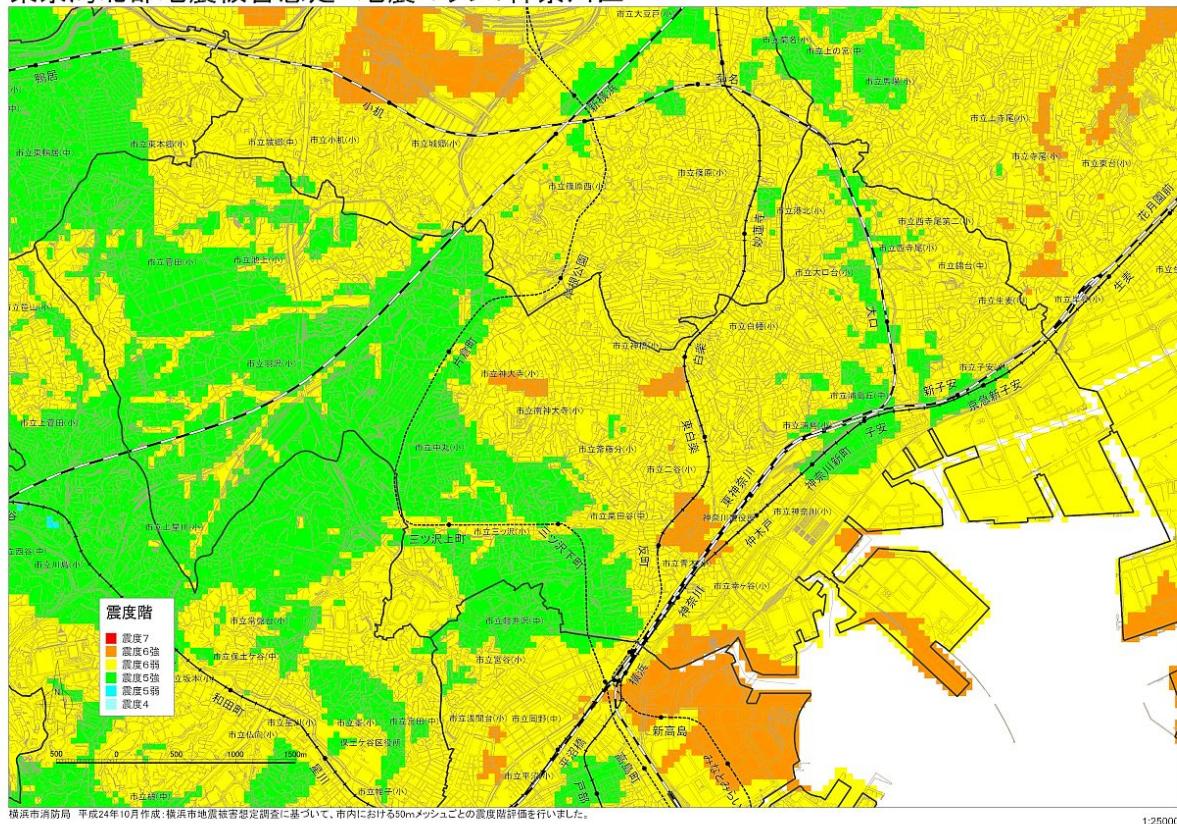
第2節 地震被害想定

1 神奈川区震度分布

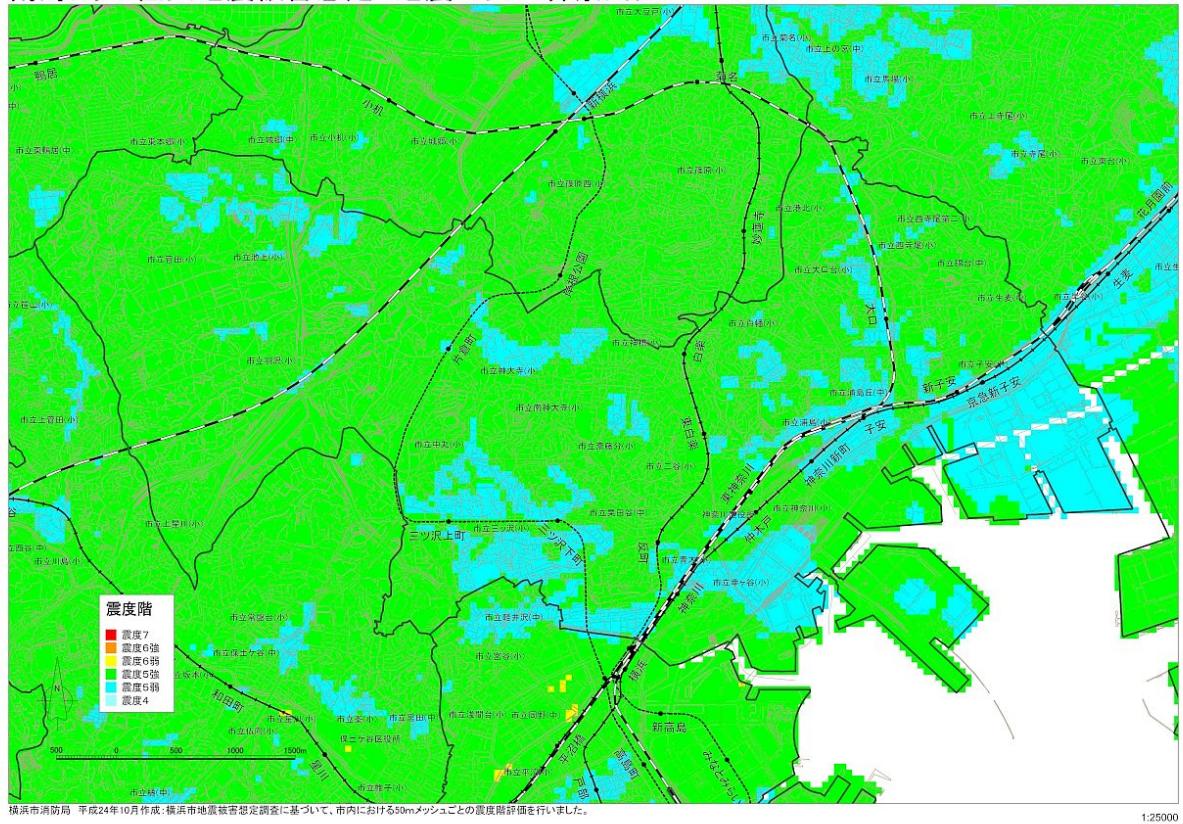
元禄型関東地震被害想定 地震マップ: 神奈川区



東京湾北部地震被害想定 地震マップ: 神奈川区

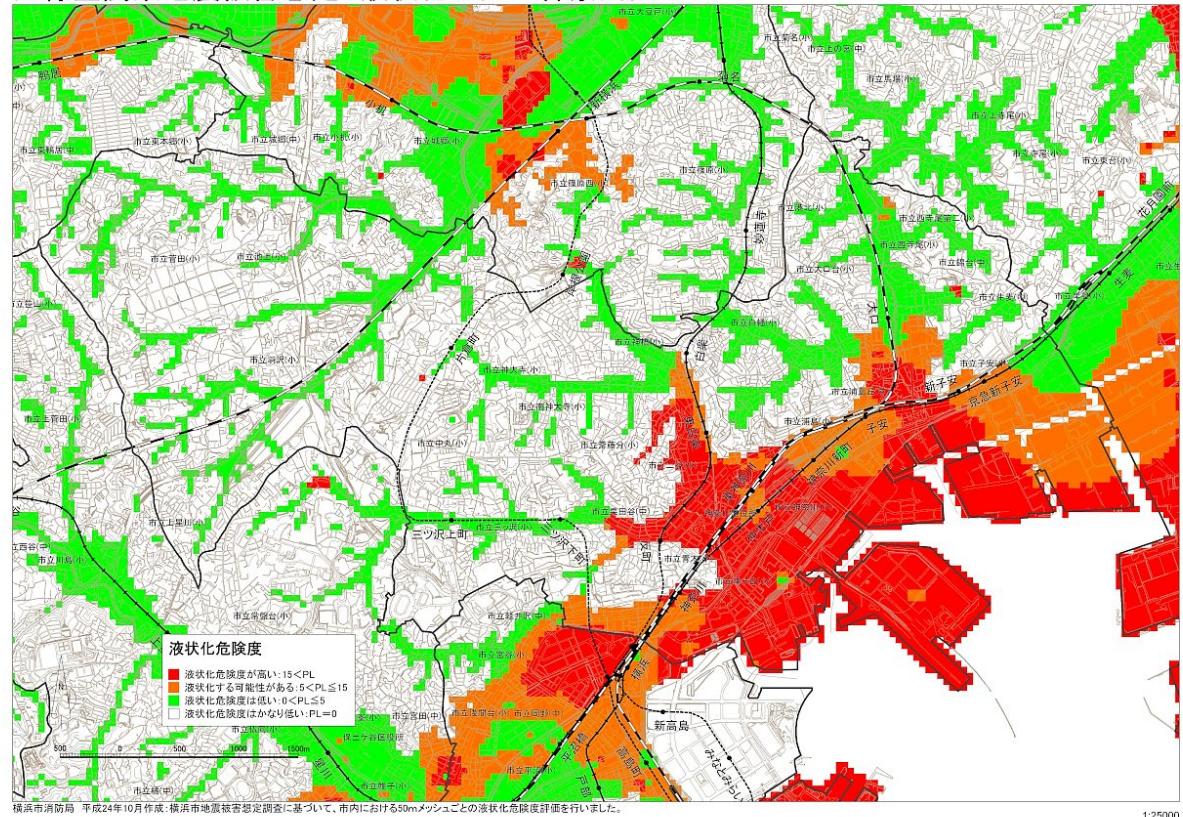


南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ: 神奈川区



2 神奈川区液状化被害（被害が最大となる元禄型関東地震の被害想定を掲載）

元禄型関東地震被害想定 液状化マップ: 神奈川区



3 神奈川区の被害状況一覧

【想定は平日 18 時】

		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ巨大地震
横浜市	震 度	震度 5 強～ 7 (市内の広い範囲で震度 6 強以上の揺れ)	震度 4 ～ 6 強	震度 5 弱～ 6 弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	137,100	28,477	2,407
	火災による焼失棟数(棟)	77,654	13,035	5
	建物の倒壊による死者(人)	1,695	217	3
	建物の倒壊による負傷者(人)	19,913	4,463	347
	火災による死者(人)	1,548	242	0
	火災による負傷者(人)	1,778	331	0
	避難者(人)	577,307	233,966	100,411
	上水道の断水世帯数(世帯)	398,835	234,187	92,930
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	72,912	34,329	19,856
	電力の停電世帯数(世帯)	266,246	62,498	91
	電話の不通世帯数(世帯)	54,144	13,055	13
	都市ガスの供給停止件数(件)	1,157,296	242,014	0
神奈川区	震 度	震度 6 弱～ 7	震度 5 弱～ 6 強	震度 5 弱～ 5 強
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	11,462	2,781	144
	火災による焼失棟数(棟)	11,802	1,766	0
	建物の倒壊による死者(人)	154	15	0
	建物の倒壊による負傷者(人)	1,626	370	20
	火災による死者(人)	226	32	0
	火災による負傷者(人)	265	40	0
	避難者数(人)	1 日後	58,870	20,439
		4 日後	53,202	17,000
		1箇月後	38,713	8,209
	上水道の断水世帯数(世帯)	38,447	19,589	6,568
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	6,310	3,187	1,527
	電力の停電世帯数(世帯)	31,458	8,113	0
	電話の不通世帯数(世帯)	6,678	1,722	0
	都市ガスの供給停止件数(件)	109,816	16,738	0

(平成 24 年 横浜市地震被害想定調査報告書)

4 各区の帰宅困難者状況

神奈川区及び隣接区で発生する帰宅困難者について、記載しています。

行政 区	推定滞在者数	帰 宅 困 难 者 数			
		通 勤	通 学	私 用 (買い物他)	合 計
鶴 見 区	182, 317	24, 918	1, 985	3, 572	30, 475
神 奈 川 区	175, 071	24, 847	10, 072	2, 712	37, 631
西 区	170, 292	40, 613	2, 599	14, 715	57, 927
保 土 ケ 谷 区	129, 974	10, 885	2, 613	928	14, 426
港 北 区	238, 590	31, 548	9, 507	6, 330	47, 385
緑 区	105, 604	7, 846	3, 995	3, 335	15, 176

(平成 24 年 横浜市地震被害想定調査報告書)

市内全体で約 45 万人の帰宅困難者が発生すると想定しており、神奈川区では、約 3 万 7 千人の人が帰宅困難となります。その中でも、通勤・通学者が帰宅困難者となる割合が高いことが特徴です。さらに帰宅困難時には駅等に人が集まり、二次災害の発生が懸念されます。

防災コラム1

～重点対策地域（不燃化推進地域）～

地震被害想定による火災被害は、全市域のうち、特定の地域に集中して被害が生じるという想定となっています。そこで、地震火災対策の施策の重点化を図るために、地震被害想定から、一定の基準を元に対象地域として絞り込み、さらに対象地域のうち、特に重点化が必要な地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、それ以外を「対策地域」として区分しています。

重点対策地域は横浜市内で神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部に指定されています。神奈川区では、A地区（三ツ沢、神大寺、青木第一、六角橋、神北）B地区（白幡、神北、浦島丘、大口・七島）が該当しており、その面積は合計 319ha で市内最大となっています。また、地震火災による被害として、焼失棟数が 11,802 棟、死者数が 226 名と想定されており、被害の軽減が喫緊の課題となっています。



〈区内の重点対策地域〉

〈横浜市都市整備局不燃化推進リーフレットから引用〉

第4章 横浜市の減災目標の設定と目標達成のための具体的対策

東日本大震災により、災害の発生を完全に防ぐことが不可能であることが明らかになり、これを受け、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害を想定し、その結果に基づき減災対策の推進に努める旨が国の防災基本計画に規定されました。

本市では修正された防災基本計画を踏まえ、被害を軽減するための減災目標を設定し、目標達成のために必要な対策を効果的かつ効率的に実施していくために、「横浜市地震防災戦略（令和5年4月改訂）」を策定しました。

第1節 基本的事項

対象地震は元禄型関東地震（津波に対する対象地震は慶長型地震）とし、対象期間は、平成25年度～令和9年度（15年間）とします。

※令和4年度までとなっていた対象期間を5年間延長し、さらなる減災目標の達成に取り組みます。

第2節 減災目標

各種対策を実施するなかで、被災数を限りなくゼロに近づけることを目指しますが、15年間の減災目標については、実現可能性などを考慮し、3つの基本目標と9つの目標として定め、それぞれの目標達成のための施策及び行動計画を設定します。

基本目標 I 被害を最小限に抑える

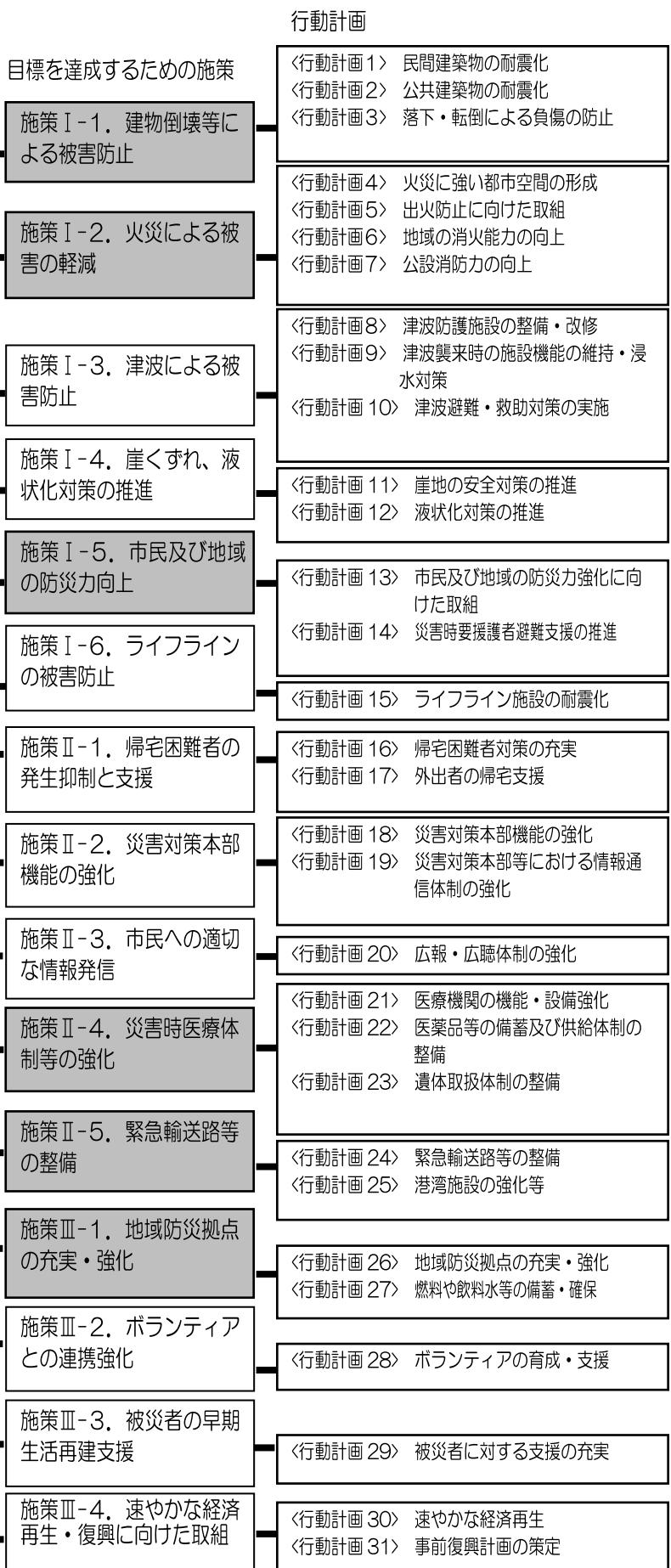
- 目標 1：死者数 50% 減少
(約 3,260 人から約 1,630 人減少)
- 目標 2：避難者数 55% 減少
(約 577,000 人から約 322,400 人減少)
- 目標 3：建物被害棟数(全壊・焼失)50% 減少
(約 112,000 棟から約 56,000 棟減少)

基本目標 II 発災時の混乱を抑え、市民の命を守る

- 目標 1：帰宅困難者の安全確保
- 目標 2：災害対策本部の機能の強化と適切な情報発信
- 目標 3：医療、緊急時の交通の確保

基本目標 III 被災者の支援と早期復興を図る

- 目標 1：避難者の安全・安心の確保
- 目標 2：被災者の早期生活再建支援
- 目標 3：被災中小企業支援など早期の経済再生



1 基本目標Ⅰ（被害を最小限に抑える）

- (1) 令和9年度を目標年次として、死者数・建物被害棟数の50%減少と避難者数の40%減少に向けて、建物の耐震化やライフライン施設の地震対策を進めるとともに、新たな被害想定で増加した火災被害の軽減に向けた取組を拡充します。
- (2) 「よこはま地震防災市民憲章」に基づき、自助・共助の取組を拡充していきます。

2 基本目標Ⅱ（発災時の混乱を抑え、市民の命を守る）

- (1) 発災時の混乱や交通寸断などによる応急対策の支障を防ぐため、災害対策本部の機能強化や救急・物資輸送を支える道路ネットワークの構築及び機能維持を図るとともに、災害時医療体制を強化します。
- (2) 帰宅困難者の発生を抑制するため、企業や学校等による従業員、生徒等の施設内待機の徹底のほか、徒步帰宅者への支援を実施します。

3 基本目標Ⅲ（被災者の支援と早期復興を図る）

- (1) 発災時に地域防災拠点に避難された方々の安全・安心を確保するため、地域防災拠点となる学校の耐震化や資機材の充実を図ります。
- (2) 被災者の早期生活再建に向け、生活関連の手続き迅速化のためのシステムを構築するとともに、速やかな経済再生・復興のための震災復興計画の事前の策定などを進めます。

第5章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を有効に発揮して震災対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

また、区民が防災・減災を自らのことと捉え、行動に移せるように、防災の意識を高めるとともに、次世代・多世代への啓発や地域における共助の取組を支援します。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自助」の観点から、建物の耐震化や家具の転倒防止、最低3日分の食料・水やトイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品を準備するとともに、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めることが区民の責務です。

さらに「共助」の観点から地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者は、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄など、震災対策の推進を図ります。また、市及び区の実施する震災対策について積極的に協力することが必要です。

事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練を実施します。

また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境の整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会を提供することが必要です。

～被災地に学ぶ「自助」「共助」～

災害に関する話の中では、「自助」「共助」という言葉が頻繁に出てきます。いざ災害が発生したときには、この言葉の意味が非常に重要となってきます。日頃から十分に理解し、それぞれの立場での防災対策を考えておくことが必要です。

「自助」とは、自分の命は自分で守るということです。災害はいつどこで起こるか分かりませんが、まずは、自分の身は自分で守ることが一番重要です。普段から家族の中で災害について話し合うことも、とても大切です。

「共助」とは、自分の安全が確保された後に、周りの方と助け合うということです。阪神・淡路大震災でも、多くの人命を救ったのは地域の住民でした。

また、東日本大震災では、自助でみんながしっかり自分の身を守り、各避難所では、地域の共助で被災した人を助け、自分では避難できない人の避難を手助けし、避難所運営が行われました。これが地域の防災力です。

個人と、個人の集団である地域とが力を合わせて、災害に強い、「神奈川区」を作りていきましょう。



出典

釜石市ホームページ

〈東日本大震災 釜石市教訓集「未来の命を守るために」〉

〈東日本大震災 釜石市証言・記録集「伝えたい3.11の記憶」〉